

市町村は借金の重圧から脱したか

2013年度道内市町村決算の概要

辻道 雅 宣

道内市町村の財政は、再生自治体の夕張市を除き、健全化判断比率の基準を下回っている。指標の上では健全にみえる市町村はどのような財政状況にあるのか、主な決算統計からみてみよう。

1 経常収支比率は微減

自治体財政の弾力性をみる経常収支比率は微減した。交付税の減額により、経常一般財源総額は減額したが、義務的経費の人件費、公債費の減少により比率が低下した。町村は横ばい、都市は前年度比一・四ポイント減の九一％に低下した（図1）。

だが、市の平均値は九〇％を超えて依然高率で、この一〇年間九〇％超が常態化している。これまで、借金返済の公債費の多さが財政硬直化と高比率の要因だったが、投資事業の抑制により起債残高と公債費は減少し、職員数の減少と給与の引き下げにより人件費も一四年連続で減少している。

これに対し市は生活保護行政を担っているため、福祉分野の扶助費が増加傾向にある。民間委託がすすむと物件費が増え、さらに下水道や病院といった他会計への繰出金が比重を高めてきている。今後は、公共施設等の老朽化にともない、維持補修費の増加も予測される。

かつて借金返済の多さが経常収支比率を押し上げていたが、扶助費、物件費、繰出金の増加が影響していくだろう。

なお、義務的・経常的経費に充てる一般財源の額が低下しても、交付税や地方税などの経常一般財源が減額すると比率は高くなる。二〇一一年度に比率が上昇したのは、交付税と地方譲与税が減額したため。

2 借金残高横ばい、貯金は6年連続増

地方債（借金）残高は微増し、標準財政規模（地方税や交付税など一般財源の標準的な収入）に對

する残高倍率もわずかに上昇したが二・〇倍を下回った（図2）。

残高がピークだった〇三年度の三兆九四八二億

図1 経常収支比率の推移

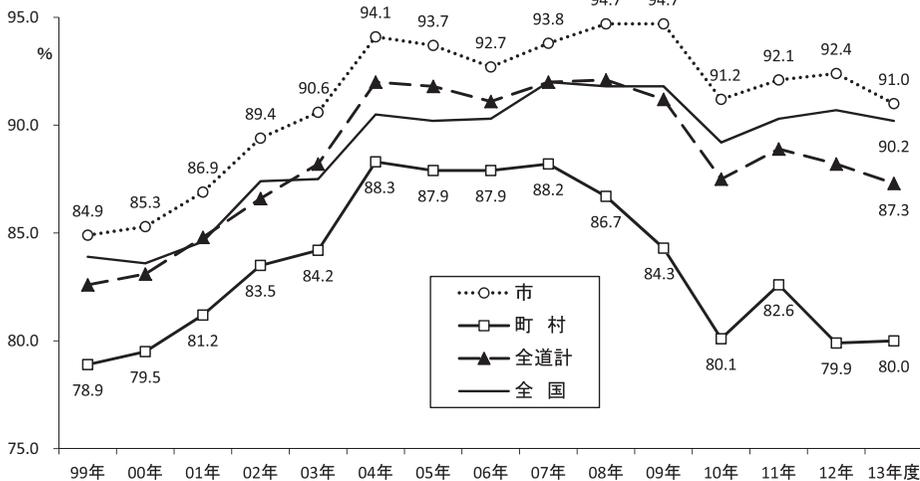
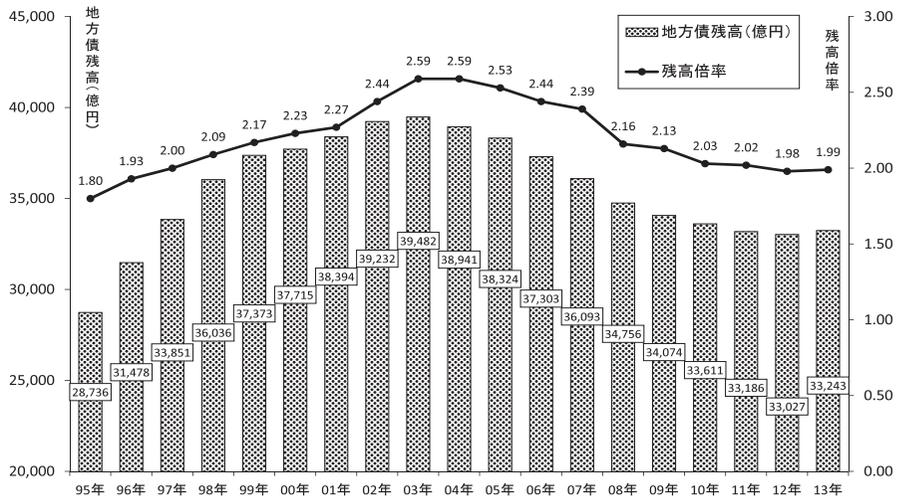


図2 地方債残高と残高倍率



円から一三年度は三兆三二四三億円となり、約六三九億円減少した。借金返済が財政を圧迫して来たため、各市町村は投資事業を抑制し、地方債残高は減額傾向にある。

なお、〇一年度から普通交付税の代替財源とし

て臨時財政対策債(臨財債)の発行が続いている。一三年度決算の地方債残高に占める臨財債の割合は町村三一・九%、市二八・二%と多く、臨財債に依存するのは好ましかたではない。臨時の対策が恒常化しており、地方の財源不足は交付税法の趣旨のとおり交付税率の引き上げ(交付税の増額)で対応するものである。

借金残高倍率が二・〇倍を超えると借金返済で財政運営は窮屈となり、三・〇倍を超えると借金の返済の重圧で財政運営はかなり厳しく、事業が制約される。一三年度に二・〇倍を超えたのは前年度の五二から五〇市町村(一七市三三町村)に減少した。三・〇倍を超えているのは、実質赤字を解消するため再生振替債を発行した夕張市が八・二五倍、寿都町が三・一五倍と高くなっている。

一方、基金残高は六年連続で増加し、一三年度の合計は六四七三億円、前年度比五八〇億円増となった。とくに町村は標準財政規模比で七三・八九%(市二〇・九六%)、残高四一・三六億円(市二・三六億円)と多く、現在高比率が一〇〇%を超えているのは三九町村、こうした町村は後でみる将来負担比率が発生していないことが多い。

3 健全化判断比率

〇八年度から施行された自治体財政健全化法(地方公共団体の財政の健全化に関する法律)では、以下の四指標のうち一つでも基準を超えると

早期健全化自治体か財政再生自治体になり、財政の健全化と再生を図ることになる。再生自治体の夕張市を除き、早期健全化基準以上の市町村はないが、四指標による財政状況をみてみよう。

①実質赤字はなく、連結実質赤字が2市1町

「実質赤字比率」は従前までの実質収支の赤字比率とほぼ同じである。普通会計を対象に、標準財政規模に応じた赤字比率が早期健全化基準を超えると早期健全化自治体となる。赤字比率が二〇%(都道府県は五%)を超えると再生自治体となり、この比率は旧財政再建法の財政再建団体の実質収支比率二〇%の赤字基準と同じである。夕張市は再生振替特例債を発行して実質赤字を解消し、〇九年度から赤字の市町村はなくなった。

後掲一覧表では、黒字の比率を記入してあるが、各市町村は黒字だと公表していない。これは赤字比率が発生していないためで、広報などでは「該当なし」「赤字は発生していません」などとして、空欄のままになっている。

実質赤字比率は、これまでの実質収支比率とほぼ同じ比率なのだから、どの程度の黒字水準にあるのかも公表すべきである。なお、実質収支比率は経験的に三〜五%程度の黒字水準にあるのが望ましいとされていた。

「連結実質赤字比率」は健全化法に基づく新しい指標で、国民健康保険などの特別会計、自治体立病院、上下水道などの公営企業会計と普通会計

を連結した赤字の比率。この指標も実質赤字と同様に、黒字だと広報などには記載されない。黒字の比率も公表すべきである。

まち全体の会計を台算した収支を把握できるが、ある会計が赤字であってもトータルが黒字であれば、連結赤字は発生していないことになる。また、赤字の会計に対しては健全化圧力が高まり、事業の社会的価値や目的、住民生活への影響より、指標の改善が優先されがちになる。

美唄市と深川市は前年度に引き続き連結赤字が発生した。両市とも病院会計の資金不足によるものだが、赤字の比率は健全化基準を下回り、低下傾向にある。

鹿部町は国保会計の収支が赤字なため初めて連結赤字が発生した。赤字は健全化基準を下回っているが、国保の赤字は前年度より増えており、注意が必要。

②実質公債費比率の平均値10%まで低下

一般会計が負担している特別会計、公営企業会計、一部事務組合、広域連合の借金返済も含めた比率で、三方年の平均値で借金返済の重さを見る。地方債協議制度の導入にとまない、○五年度決算から実質公債費比率で起債が制限された。健全化法では、一般単独事業債が制限される二五%以上が健全化基準に、公共事業債が制限される三五%以上が再生基準になった。なお比率が一八%を超えると、公債費負担適正化計画の策定が義務づけ

られ、地方債の発行は許可制となる。

健全化法が施行された○八年度決算で七市町が健全化基準の二五%を超えて健全化自治体になったが、一一年度決算までに全て健全化計画を完了した。

比率の段階別推移をみると(図3)、一八%以上の自治体は○八年の健全化法施行以降急減し、一三年度は七自治体まで減少。一方、比率一八%未満の自治体は一貫して増え、一三年度では一七市町村、全体の九割以上になった。

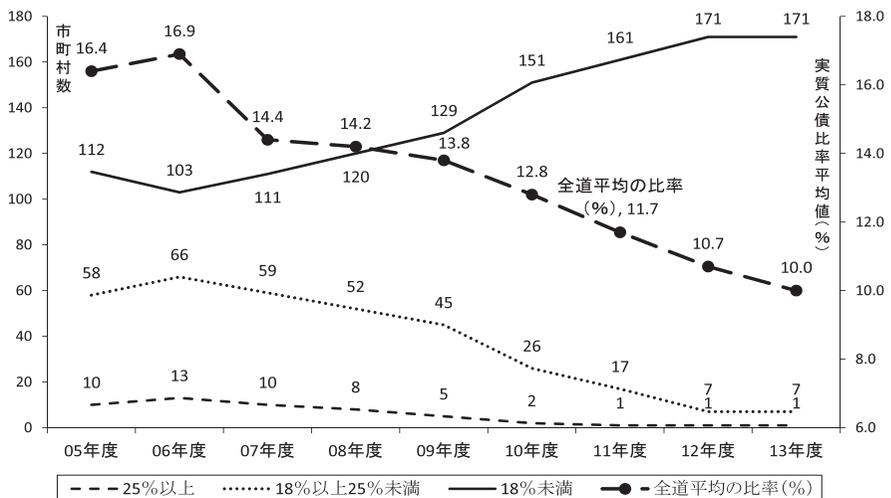
早期健全化基準二五%以上の自治体はなくなり、再生自治体の夕張市が再生基準三五%を上回っている。夕張は一三年度から再生振替債の返済をはじめ、公債費三八億六六〇〇万円(歳出比四二・二%)のうち再生振替債は二五億五八〇〇万円、実質公債費比率四二・一%。負担の重さは深刻だ。

投資事業を抑制し、かつ起債事業は返済が交付税措置される事業に絞っているので、実質公債費比率は低下傾向にある。図にあるように全道平均値は○八年度から低下し、一三年度の市の平均値は九・四%まで低下した(後掲表参照)。

③将来負担比率 町村平均値20%下回る

将来のまち全体の借金の重さを見る比率で、財政健全化法による新しい指標。一般会計の地方債残高に加え、特別会計、公営企業会計、一部事務組合、広域連合、地方公社や第三セクターの自治体

図3 実質公債費比率の段階別推移



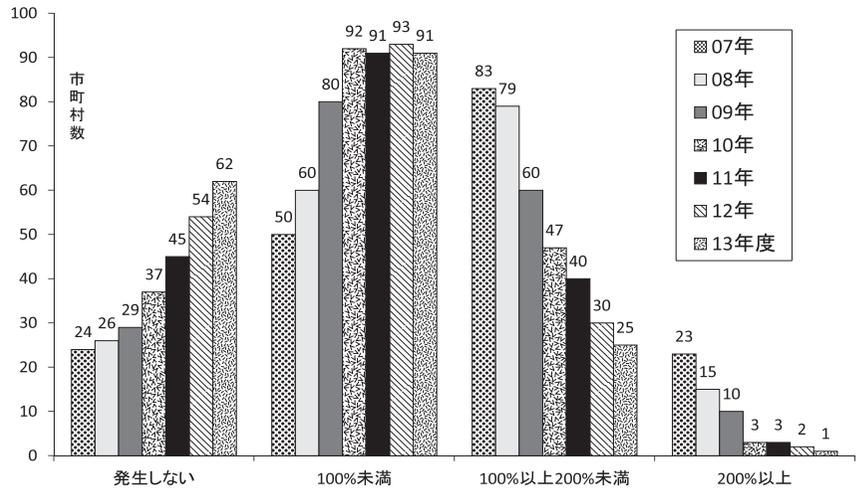
出資法人も含め、一般会計の負担が見込まれる負債の標準財政規模に対する比率。早期健全化基準の三五% (政令市と都道府県四〇%) 以上は夕張市のみ。

図4をみると、一〇〇%以上、二〇〇%以上の

自治体は減少している。これに対し将来負担比率が「発生しない」は漸増しており、一三年度は六二自治体と全体の三割以上になった。

全道平均値は一三年度の七五・一％から一三年度は六五・九％（全国市町村平均六〇・〇％）に低下、とくに一三年度町村平均値は一九・三％と二〇

図4 将来負担比率の分布



%を下回った。将来負担比率が発生していない町村が六一あるため、平均値を下げた。

将来負担比率が発生しないのは、将来の借金がないことを意味するものではない。借金返済に充てる基金、起債償還の交付税措置分（基準財政需要額算入の見込み額）、返済に充当可能な料金収入などの合計が、将来負担する借金より多くなるため、比率を計算するとマイナスになり、「発生しない」となる。

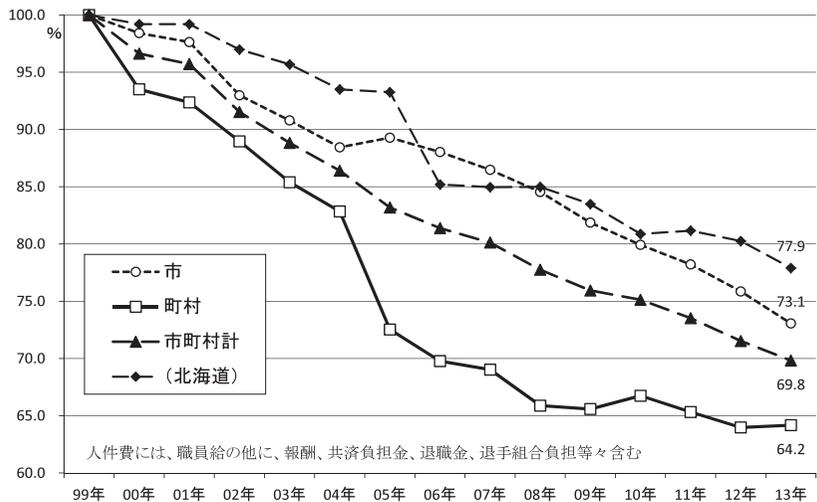
前述したように、投資事業の抑制、起債事業の償還が交付税措置のあるもの、そして毎年度基金残高が増えているので、将来負担比率は低下、ないしは発生しない自治体が増えている。

この比率がマイナスだと「発生していません」と公表されず、決算カードも空欄のままである。後掲一覧表には、将来負担比率が発生していない場合はマイナスで表示してある。前述の二つの赤字比率の黒字の数値も含め、総務省が毎年度まとめる全自治体の決算カードには健全化判断四指標の数値をすべて記載すべきだろう。

普通交付税と臨財債が大幅削減となった〇四年の地財ショック以降、人件費削減と投資事業の抑制で借金返済の負担に対応し、健全化判断比率四指標の公表が始まった〇七年度決算以降、市町村は健全化基準をクリアするため歳出削減を行ってきた。

人件費は一四年連続で減少し、ピークだった一九九九年を一〇〇とすると一三年度の市町村平

図5 人件費決算額の推移 (99年=100)



均値は六九・八まで低下した(図5)。財政健全化の名の下、過度な職員削減になっていないか。自治体職員の給与引き下げと雇用のあり方は、地場中小企業など地域の労働者の賃金と働き方にも影響する。地域で暮らしつつづけるためには、安定した雇用と賃金が基礎だ。

へつじみち まさのぶ・北海道地方自治研究所主任研究員